

## 国民健康保険藤沢町民病院事業における取材受入指針

平成21年4月1日

国民健康保険藤沢町民病院事業におけるテレビ、新聞、雑誌等のマスメディアの取材に関する適正な情報管理と円滑な取材受入することを目的としてこの指針を定める。

### (取材内容の制限)

第1 当事業が受ける取材は、「地域医療に関する研究」や「医療従事者等の教育振興」に寄与する内容のものに限ることとし、ひいては「経営に寄与する」ものでなければならない。

### (取材申込方法)

第2 当事業を取材しようとする者は、別紙1「取材申込書」及び別紙2「取材規約同意書」を病院事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

### (取材の許可)

第3 管理者は、第2に定める取材申込があった場合、速やかに取材の可否を決定し申込者に通知するものとする。事前に管理者の内諾を得た取材についても同様の手続きを経るものとする。

### (取材頻度の規制)

第4 当事業が取材を受ける頻度は、テレビ取材にあつては原則として1月につき1社を限度とし、新聞及び雑誌等の取材にあつては、当事業のスケジュールを勘案のうえ、その都度管理者が決定する。

### (取材受入の周知)

第5 管理者は、取材受入を決定した場合、取材の主旨、内容、期日等について取材が及ぶ部署に対して事前に周知し、混乱が生じないよう配慮しなければならない。

### (その他)

第6 この指針の定めるもののほか、必要な事項については管理者が別に定める。